

中国深セン
深セン市羅湖区
深南東路5002号
地主商業センター12階1203-06室
電話: +86 755 8268 4480

中国上海
上海市徐匯区
科土路2899甲号
光啓文化広場B号棟6階603室
電話: +86 21 6439 4114

中国北京
北京市東城区
灯市口大街33号
國中商業ビル3階303室
電話: +86 10 6210 1890

台湾台北
台北市大安区忠孝東路
四段142号3階-3
郵便番号: 10688
電話: +886 2 2711 1324

シンガポール
セシルストリート138号
セシル・コート13階1302室
郵便番号: 069538
電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク
ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
電話: +1 646 850 5888

外国会社の日本支店設立のマニュアル

特に明記しない限り、このガイドで紹介される日本支店は、「日本会社法」によって設立された日本支店です。

外国会社とは、外国の会社法に基づいて設立された営利を目的とする会社を指します。

概要

外国会社が日本に拠点を置いて継続的に営業活動を行おうとする場合は、日本支店設立を選択することができます。日本における支店は独立した法人格ではなく、外国本社の法人格に従属する存在ですが、日本支店名義での銀行口座開設及び不動産の賃貸借契約書締結も可能です。

日本非居住者のみで日本支店の設立はできません。日本支店の代表者は日本に住所がある必要があります。従って、日本支店の代表者に就任する予定の人が外国人の場合は、合法的な在留資格で日本に滞在している外国人が必要です。

日本支店設立時に、外国本社は会社定款、設立証明書類(例営業許可証)等を提供する必要があります。その上、前述の書類は外国本社の本国公証役場で認証され、且つ登記要求によって必要な部分については日本語訳文を提供する必要があります。

次は、外国企業が日本支店を設立する場合に何の書類が必要ですか、及び何の手続きを行う必要がありますかをご説明いたします。

1. 外国本社が用意する必要な資料

1.1 日本支店の代表者を定める

日本支店の代表者を決めます。日本支店の代表者は日本人でも外国人でもなれますけど、日本会社法に基づき、最低1名の支店代表者は日本に住所を有しなければなりませんから、支店代表者が外国人の場合には、当該外国人が合法的な在留資格で日本に滞在しなければなりません。

1.2 日本支店の登録住所

日本支店設立前に、日本支店の登録住所としての日本住所を有する必要があります。バーチャルオフィスでも実体オフィスでも日本支店設立が可能になりますが、バーチャルオフィスで日本支店の口座開設の成功率が低くなりますから、バーチャルオフィスで支店設立をする

か、実体オフィスで支店設立をするかを決める前に、事前に専門家と相談する方がいいとお勧めします。

1.3 外国本社による日本支店設立の決議書(議事録等)

日本支店を設立するのは、外国本社にとって大きな投資ですから、本社にて意思決定をし、且つ外国本社の取締役会による日本支店設立の決議書を作成する必要があります。

1.4 外国本社書類の認証

日本支店設立時に、外国本社は設立証明書類(営業許可証等)及び会社定款を提供する必要があります。その上、前述の設立証明書類と定款は外国本社の本国公証役場で認証される必要があります。登記要求によって部分書類は日本語訳文を付ける必要があります。

1.5 支店代表者の身分証明書類等

日本支店の代表者となる者は、パスポートコピー等の身分証明書類及び個人印鑑証明書を提出する必要があります。日本支店の代表者のうちに外国在住の外国人がいる場合は、パスポートコピー及び、日本の個人印鑑証明書に相当するサイン証明書を提出する必要があります。当該サイン証明書は、外国人の居住地の公証人に認証され、取得されます。

2. 日本支店設立の流れ

- 2.1 商号の調査及び事業目的適格性の確認;
- 2.2 外国本社及び日本支店の概要に関する宣誓供述書の作成及び認証(宣誓供述書が外国本社の本国公証役場で認証される);
- 2.3 日本支店の代表者の就任承諾書を作成すること;
- 2.4 支店登記申請書の作成及び支店設立予定地を管轄する法務局への提出;
- 2.5 登記簿謄本及び印鑑証明書の取得;
- 2.6 市役所、税務署、都税事務所への届出の提出;
- 2.7 支店名義での銀行口座開設。

様々な必要な手続きが完了しますと、正式に営業を始めることができます。

3. 支店設立に伴う税務・社会保険・ビザ等の手続き

3.1 税務方面:

日本支店は外国本社の一部として、本社の資本金に基づき営業活動を行いますから、日本で発生する諸経費が外国本社の負担となります。従って、日本支店にて支店独自の財務諸表を作成し、それを外国本社にて合算処理することとなります。日本支店の会計期間は自由に決めることができず、外国本社の会計期間と自動的に一致します。

3.2 社会保険:

日本支店は外国本社の一部に属しますが、日本にある会社として、社会保険に加入する義務を付けます。

3.3 申請できるビザの種類:

日本支店は、外国本社の営業所の一つと認識されますから、代表者又は従業員のため申請するビザは常に企業内転勤ビザだと思われませんが、具体的な状況によって経営管理ビザを取得するケースもあります。でも、その際の判断は日本の入国管理局が行うこととなります。事前に専門家へのお問い合わせをお勧めします。

日本支店設立から会計税務申告までの一連の手続きは、日本に初めて進出するお客様にとって複雑且つ煩わしいです。必要であれば、啓源会計事務所は日本支店の設立、企業内転勤ビザ等各種ビザの申請から会計記帳・税務申告までの一連のサービスをワンストップで提供することができます。啓源は今まで 17 年間の業界経験を持っています。それだけでなく、啓源は、精いっぱい働く会社設立コンサルタント及び日本・中国大陸・香港・シンガポール・アメリカ・オーストラリア・イギリス等の国家の公認会計士資格や公認会計士に相当する資格の有資格者から構成されたエリートチームです。私たちは全力を尽くして皆様に最専門且つ最高なサービスをご提供いたします。お気軽にお問い合わせください。

参考資料:

1. 「日本株式会社設立のマニュアル」

<https://www.kaizencpa.com/jp/Knowledge/info/id/610.html>

2. 「日本合同会社設立のマニュアル」

<https://www.kaizencpa.com/jp/Knowledge/info/id/612.html>

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com, enquiries@kaizencpa.com

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140, +86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com

Skype: kaizencpa